

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 BRT IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社 BRT IC カード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2021 年 2 月 1 日から施行する。

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>第 8 章 他事業者における IC カード乗車券の取扱い</p> <p>—(他事業者での IC カード乗車券の発売)—</p> <p>第 38 条 第 5 条の規定にかかわらず、当社が定める他事業者において、無記名 IC カード乗車券の発売を行うことがあります。</p> <p>2 前項により無記名 IC カード乗車券を発行する事業者は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 岩手県交通株式会社</p> <p>3 他社線内の取扱窓口では、第 6 条に定める記名 IC カード乗車券への変更の取扱い、第 15 条第 2 項に規定する記名 IC カード乗車券の払いもどしの取扱い、第 16 条に規定する紛失再発行の取扱い、第 25 条に規定する odecia 定期乗車券の発売の取扱い及び第 32 条に規定する odecia 定期乗車券の払いもどしの取扱いを行わないほか、第 17 条に規定する障害再発行の取扱いの一部を行わない場合があります。</p> <p>—(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)—</p> <p>第 39 条 第 22 条の規定にかかわらず、別表第 1 号及び別表第 2 号に掲げる当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる車両等において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 前項の規定により、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行う事業者は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 岩手県交通株式会社</p> <p>3 他社線内における IC カード乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>